

特別企画②

取引深耕の切り口に！

中小企業に情報提供したい

設備投資に関する

税制優遇制度

共著 中村晃久
CISコンサルティング税理士
士法人／税理士

杉本光司
「ライズ税理士法人」税理士

企業が設備投資をする際には様々な税制優遇制度の活用が検討できるが、経営者が制度を知らなかったり、誤解していたりするケースが少なくない。そこで本稿では、多くの中小企業で活用を検討できる3つの制度を解説。ニーズに応じて情報提供し、取引先と関係を深めよう。

図表1 主要な税制優遇策の概要

税制措置	地域未来投資促進税制	中小企業経営強化税制		固定資産税の特例
		A類型	B類型	
対象税目	法人税	法人税		固定資産税 ※赤字でも効果あり
対象企業	企業規模を問わず成長ものづくりなどの自治体指定業種	資本金1億円以下		資本金1億円以下+業種ごとの規模要件(資本金・従業員)
主な対象設備	建物・構築物 他	機械装置 他	建物付属設備 機械装置・器具備品 他	機械装置 他
税制効果	20%(40%)特別償却 or 2%(4%)税額控除 ※カッコ内は機械等	100%即時償却 or 10%*税額控除 ※資本金30万円超は7%		最大5年間2/3減免 (税率:1.4%)
必要な手続き	①県による計画承認 ②国による先進性確認	①工業会の証明書の取得 ②経営力向上計画の認定	①経産局にて投資計画申請 ②経営力向上計画の認定	市町村の認定
手続き期限	①着工前に県の承認 ②引渡し前に国の確認	取得後60日以内に計画を提出	①引渡し前に申請 ②取得後60日以内に提出	引渡し前に計画認定

(出所) 筆者作成

設備投資を予定している中小企業への支援措置としては、補助金や助成金、税制優遇、金融支援などがあるが、特に税制優遇については中小企業経営者が認識していないことが多い。

税理士も認識していないケースも！

取引先から喜ばれるだろう。なお、いずれも期限のある手続きであるため、いち早く情報提供することが大切だ。取引先との関係深耕を図る一助として役立ててほしい。

2 023年版「中小企業白書」によると、国内

民間設備投資額は新型コロナウイルス感染症流行後の2020年以降上昇しており、政府経済見通しによれば、2023年度においては103・5兆円と予測されている。中小企業の今後の設備投資における優先度は、「維持更新」から「生産(販売)能力の拡大」や「商製品・サービスの質的向上」へ移行しており、引き続き積極的な設備投資を行う企業も多いと想定される。

経営者の多くは顧問税理士から適切な情報提供があるものと考えて一方で、税理士は設備導入後の帳簿監査において、はじめて設備投資の有無を把握することが多いためである。

また制度自体が比較的新しく創設されたものであり、税理士に十分浸透していないことも一因だろう。そこで本稿では、法人の取引先を担当する金融機関担当者が最低限押さえておきたい、主要な3つの税制(図表1)について、①制度の概要、②スケジュールと適用要件の2つから解説していく。補助金と併用可能である点も含めて情報提供することで、取引先から喜ばれるだろう。